

2022年〇月〇日

駐車場ご利用者様 各位

株式会社〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

インボイス事業者登録に関する弊社対応方針のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて既に皆様ご承知の通り、2023年10月1日から消費税のインボイス(適格請求書)制度が導入される予定です。

インボイスを発行するためには各事業者が国の定める登録手続きを行う必要があります。

このインボイス事業者登録について弊社では慎重な検討を重ねて参りましたが、諸般の状況を鑑み、登録は行わないものとする結論に至りましたのでここにお知らせ申し上げます。

これに伴い、皆様には以下の点をご理解・ご注意下さいますようお願い申し上げます。

■弊社駐車場を業務利用されているお客様についてもインボイスは発行いたしかねます。

■弊社駐車場のご利用料金は2023年10月以降もその金額自体に変更はございません。
但し、その全額が「本体価格」となり「消費税」は含まれないこととなります。

なおインボイス制度に関するご不明点は貴社顧問税理士または管轄税務署までお問合せ下さい。

末筆ではございますが、今後とも変わらぬご愛顧のほどどうぞ宜しく願い申し上げます。

敬具